

## 日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この基準は、日本スポーツ少年団顕彰要綱施行にあたっての必要な事項について定める。

1. 第3条(1)項および(2)項における永年とは、10年以上をいう。
2. 第3条(2)項の対象者は、原則として都道府県スポーツ少年団において顕彰を受けた者で、かつ本項における顕彰を受けたことがない者であること。  
なお、都道府県スポーツ少年団にて顕彰事業を行っていない場合に限り、次に該当する顕彰を受けた者を対象者とすることができる。
  - ・都道府県体育・スポーツ協会における顕彰
  - ・市区町村体育・スポーツ協会における顕彰
  - ・市区町村スポーツ少年団における顕彰
3. 第3条(3)項の対象者は、原則として都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団から顕彰を受けた者であること。  
なお、都道府県スポーツ少年団にて顕彰事業を行っていない場合に限り、次に該当する顕彰を受けた者を対象者とすることができる。
  - ・都道府県体育・スポーツ協会における顕彰
  - ・市区町村体育・スポーツ協会における顕彰
  - ・市区町村スポーツ少年団における顕彰
4. 第3条(1)項の表彰は、10年間経過した後の再度の表彰を妨げない。
5. 顕彰の数  
各都道府県スポーツ少年団における前年度登録の実績から次のように定める。
  - (1) 第3条(1)項の市区町村スポーツ少年団

設置市区町村数20まで	1団体
〃 21～30まで	2団体以内
〃 31～40まで	3団体以内

以降、10市区町村単位で1団体ずつ増やすことができる。
  - (2) 第3条(2)項の登録者

1,000名まで	1名
1,001～2,000名まで	2名以内
2,001～3,000名まで	3名以内

以降、1,500名単位で1名ずつ増やすことができる。  
本号で定めた顕彰の全体数に、大幅な変動があった場合は算出方法の見直しを行う。
6. 都道府県スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団本部長が定める期日までに、所定の様式をもって、日本スポーツ少年団本部長宛推薦を完了する。
7. 日本スポーツ少年団常任委員会は、上記推薦書を審査し、日本スポーツ少年団本部長が顕彰を行う。

8. 第3条(3)項については、日本スポーツ少年団本部長の裁量より、都道府県スポーツ少年団本部長に委任することができる。
9. 本施行基準の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

- 附則1
- (1) 本施行基準は平成18年4月1日から改訂施行する。
  - (2) 本施行基準は平成22年4月1日から改訂施行する。
  - (3) 本施行基準は平成22年4月14日から改訂施行する。
  - (4) 本施行基準は平成25年4月15日から改訂施行する。
  - (5) 本施行基準は令和2年6月24日から改訂施行する。
  - (6) 本施行基準は令和5年11月22日から改定施行する。